



かわち

議会だより

第205号

平成 27年 5月 1日

発行 川内村議会事務局

TEL (0240)38-3803



▲五枚沢地区減容化施設の概要説明

～次の定例議会は6月に開かれます～

お気軽に傍聴ください（定員30名です）。

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨げたりしないこと。

帽子、外とうなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

*傍聴されたい方は議会事務局にお申し出下さい。

平成27年 第1回定例会 3月10日から13日まで開催

平成26年度補正予算、 平成27年度予算、条例改正など33議案が可決成立

平成27年第1回議会定例会は、平成27年3月10日から13日までの日程で開催された。今定例会では、平成平成26年度各会計補正予算6件・平成27年度予算7件・条例制定議案4件・条例改正議案14件・契約締結議案1件・計画策定議案1件が審議され、原案どおり可決成立した。

可決された主な議案

◆平成26年度川内村一般会計補正予算(第9号)

既定の歳入歳出予算の総額に10億8,094万円2千円を減額し、予算の総額を87億7,315万6千円とした。

◆平成26年度川内村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)

既定の歳入歳出予算の総額に6,771万9千円を増額し、予算の総額を8億674万8千円とした。

◆平成26年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)

既定の歳入歳出予算の総額に581万1千円を減額し、予算の総額を1億4,033万9千円とした。

◆平成26年度川内村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

既定の歳入歳出予算の総額に230万円を減額し、予算の総額を1億1,617万1千円とした。

◆平成26年度川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)

既定の歳入歳出予算の総額に1,258万6千円を減額し、予算の総額を4億7,161万8千円とした。

◆平成26年度川内村介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)

既定の歳入歳出予算の総額に70万1千円を減額し、予算の総額を112万9千円とした。

◆教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例

◆村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

◆特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

◆川内村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

◆川内村税条例の一部を改正する条例

◆川内村介護保険条例の一部を改正する条例

◆川内村課設置条例の一部を改正する条例

◆職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

可決された主な議案

- ◆職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
川内村行政手続条例の一部を改正する条例
- ◆川内村奨学資金貸与条例の一部を改正する条例
- ◆川内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ◆認定こども園設置条例の一部を改正する条例
- ◆川内村敬老祝金支給条例の全部を改正する条例
- ◆平成27年度東日本大震災等による被災者に対する村税等の減免に関する条例の制定
- ◆教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定
- ◆村長等の給与の特例に関する条例の制定
- ◆川内村特定個人情報保護条例の制定
- ◆辺地に係る公共施設の総合整備計画策定
- ◆川内村買取型災害公営住宅売買変更契約の締結について（宮ノ下）
- ◆平成27年度川内村一般会計予算
予算額を89億8,700万円と定めた。
- ◆平成27年度川内村国民健康保険事業勘定特別会計予算
予算額を7億1,376万円と定めた。
- ◆平成27年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算
予算額を1億5,618万4千円と定めた。
- ◆平成27年度川内村農業集落排水事業特別会計予算
予算額を9,498万6千円と定めた。
- ◆平成27年度川内村介護保険事業勘定特別会計予算
予算額を4億5,962万8千円と定めた。
- ◆平成27年度川内村介護サービス事業勘定特別会計予算
予算額を158万円と定めた。
- ◆平成27年度川内村後期高齢者医療特別会計予算
予算額を7,214万円と定めた。

村からの行政報告

飲料水安全対策事業について

この事業は茨、貝の坂地区を対象にしたものと、それ以外の地区を対象にした2種類の事業であります。まず1つ目の、茨、貝の坂地区を対象にした事業は、対象世帯19世帯のうち4世帯が申請を行い実施しております。2つ目の茨、貝の坂地区以外の事業は、原発事故による住民の飲料水への不安を払しょくすることを目的に平成23年3月1日以前から川内村に現に居住し、沢水や湧水を飲料水や生活水として利用していた世帯が、新たに井戸を掘削した場合と浄水器を購入した場合に100万円を上限に補助する事業であります。

この実績としましては、すべてが井戸の掘削による申請で件数は86件、うち交付決定件数が83件、事業完了支払件数が66件で6千5百84万4千円となっております。

財源については、どちらも全額 交付金及び東電賠償等を充当しております。

帰村者支援金給付事業について

この事業は、避難者の帰還帰村の加速とともに定住人口を図る目的で帰村者と震災後に住民登録されていて現に本村で生活を営んでいる方へ1人あたり10万円を支給するものです。支給申請実績は、3月2日現在、申請件数749件あり、支給決定者数は、1,504人となっております。1件あたり数名での申請もあることから、申請件数と支給決定者数に違いがあります。このうち、実際に住民が使用し商店などが換金された金額は、9千2百52万5千円、換金率は、61・5%となっております。

仮置場に関する説明会

1月25日 コミュニティセンターを会場に、仮置場に関

する説明会を村と環境省の共催で開催いたしました。環境省からは、村内5か所で保管している除染廃棄物等について、直ちにすべてを中間貯蔵施設に搬出できる状況にないことから保管の継続についての謝罪、さらに三点についてお願いと説明がありました。

一点目は、震災から5年目を迎えるまでは、パイロット輸送による中間貯蔵施設への土壌搬入を開始するとの説明であります。

二点目が、すべての土壌を一度に施設へ搬入することは困難であり、この先数年間仮置き場で保管の継続のお願いであります。

三点目が、仮置場での保管に当たっては、安全確実な管理を行うことなどの説明が、ありました。



教育委員会関係行政報告

「高齢者・婦人中央学級」について

今年度4月に4年ぶりに再開した「高齢者・婦人中央学級」については、1月9日に「神田香織師匠による講談」をもって今年度は閉講しました。この間、6回の開催で延べ367人が受講し、川内では生活する村民の4・3人に1人が受講したことになります。これら公民館活動は、村民の再会と教養の場となり、共通の学びや趣味、運動を通して親睦と融和が図られることは、村民の心の復興につながっていくものでありますので、

今年度の評価を踏まえて来年度の改善と計画をしてまいりますので、ご存じます。

高校入試について

高校入試については、先に行われた連携・一期型受験の結果、全員が合格内定を受けたと聞いております。13日に第68回卒業証書授与式が予定されておりますので、彼らが将来の復興や社会に貢献する人材として大きく成長することを期して、議員の皆様とともに送り出したいと思っております。

現時点での来年度の入園、

入予定者は、保育園5人、小学校4人、中学校1人で、園児、生徒数は保育園17人、小学校35人、中学校13人の予定で、それぞれ今年度同月比4人増、9人増、4人減でございます。保育園、小学校が僅かずつではありますが増加傾向にありますので、さらなる児童生徒増を期して、教育の魅力化を推進してまいりますので、ご存じます。

議員各位には、引き続きのご理解とご指導をお願い申し上げます。教育関係の行政報告と致します。



渡邊 一夫 議員

質 消防団員の確保と定年延長について

消防団員の不足は、消防活動に支障をきたすと思われませんが、今後どのような消防団を考えておられるのかお伺いいたします。

答 団員確保のために、58歳定年を延長することについてもお伺いいたします。

答 団員の確保については、郡内町村ともに、苦慮している状況にあります。平成27年3月2日現在の状況は、広野町から葛尾村の8町村すべてで定数を下回っており、8町村の定数1,994名に対し実員数は1,663名となっております。

本村では消防団員定数が、135名でございますが、これに対し実員数は、平成27年3月1日現在、116名で19

名が定数割れとなっており、この116名の年齢構成を見ると50歳未満が97名で、全体の約84%を占めております。次に消防団員の退職の状況を申し上げます。平成26年3月31日までの過去5年間の退職消防団員数は、40名で、うち定年の58歳で退職された団員は、4名となっております。

消防団は、地域の高齢化が進むなかで大災害時の救助活動や地域防災力の中核として地域の安心安全を担い、地域コミュニティの活性化に貢献しております。しかし、消防団の団員数は年々減少しており、地域防災力の低下が危惧されているところです。このような状況のなか、総務省消防庁では、団員の1割以上を女性消防団員とする目標を掲げており、女性団員として応急手当や火災予防の普及啓発、実災害の消火活動や後方支援活動など多岐にわたり、女性ならではのきめ細かな活動等も視野に入れた女性の加入促進も団員確保の1つであると考えております。

また、消防団員の減少や消防団員が避難されているため、本村の防火や防災活動等を担う団員不足が深刻になっている状況から、分団としての存続が

あやぶまれることも推察されます。そのためにも、今後消防団組織の見直しと併せて定年延長についても検討してみたいと考えております。

質 かわうちの湯の木質チップボイラーの状況について

かわうちの湯の木質チップボイラーを停止していますが、どのような状況におかれていて、今後、どのような計画を考えておられるのかお伺いいたします。

答 かわうちの湯木質チップボイラーにつきましては、間伐材等を利用した地産地消型のエネルギーの構築と温泉施設の経営安定、森林整備による環境の保全を目的に平成22年4月から運用を開始したところであります。

ご存知のように、原発事故の影響により、現在は、稼働を停止している状況であります。稼働を再開するためには、既存のボイラー施設では対応できませんので、放射性物質の拡散防止のためのバグフィルターを整備等を考える必要があります。

さらに、放射性物質の拡散防止措置対応のボイラーを導入したとしても、周辺住民の理解、さらには、焼却灰など放射性物質の管理方法や経費等を勘

案すれば、いくつかの課題を払拭しなくてはなりませんので、現段階での稼働は難しい状況にあるとおもわれます。しかしながら、かわうちの湯の加温のための燃料費については、かわうちの湯自体の経営を圧迫していることには変わりなく、今後において、財源と方法を検討して参らなくてはならないと考えているところです。

質 役場庁舎等の建て替え計画について

役場庁舎も老朽化していますが、新庁舎建設についての計画があるのかどうかお伺いいたします。また、保育所の立て替え計画はあるのかお伺いいたします。

答 現在の役場庁舎は昭和45年に建てられ44年が経過しておりますが、老朽化が著しく使用出来ないという状況ではありません。

しかしながら、役場前の河川改修により新たな橋りょうも出来、村道の付け替えもあり、既存の中央橋も27年度に撤去計画されており、さらに国道399号の改良も視野に入れ、役場庁舎の建設については検討時期であると考えております。

新庁舎建設にあたっては、今後、検討委員会を立ち上げ、建設場所や財源

一般質問

4名の議員が村の考えを質す

一般質問

4名の議員が村の考えを質す

について検討していきたいと考えております。

また、保育園の新築計画については、現在の保育園は昭和63年度建設で平成23年3月に増築されたものでありますから、現在のところ新築は考えておりません。

質

除染廃棄物の搬出期限については、レコンバック搬入後3年で中間貯蔵施設に運び出すことで、住民と約束して、仮置き場を建設しましたが、国は中間貯蔵施設の建設が進まないため、仮置き場での保管の継続を市町村に依頼しています。村は3年の約束を住民にどのような説明をして理解を得るのかお伺いいたします。

答

除染廃棄物の仮置き場からの搬出につきましては、平成23年10月環境省が公表した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的な考え方の中で、仮置き場の本格搬入開始から3年程度、平成27年1月を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大

限の努力を行うこととされていたところであります。

しかし、中間貯蔵施設の設置候補地との調整が難航し続け、昨年11月には、環境省福島再生事務所から中間貯蔵施設の用地取得が進展しないため、仮置き場での保管継続について示されたところであり、村としては、モデル除染により仮置きした貝の坂の除染廃棄物の搬出期限が平成27年1月に到来することから、11月20日に開催した第8区の行政懇談会において、環境省の出席を求め、住民の皆様にも説明した経緯もございます。

12月10日には、議会全員協議会において、本年1月25日には、村民を対象にコミュニティセンターで、環境省から中間貯蔵施設の状態と仮置き場の保管継続・パイロット輸送についての説明を行っております。

この説明会の概要については、月号の広報誌と一緒に全世帯に配布し、住民に周知したところであり、村として1月19日には早期搬出と中間貯蔵施設工程の明確化、住民への説明を環境省に要望したところであります。

さらに2月26日には、県知事が県庁

で望月環境大臣・竹下復興大臣と会談し中間貯蔵施設に汚染土壌を受け入れることを伝え、国・県・立地2町との安全協定を締結し3月12日以降に搬入を開始する運びになったところでございます。村としても除染の仮置き場から3年後に除去廃棄物を搬出する前提で、地域住民から仮置き場としての使用をご了解いただいておりますので、今後も引き続き村民の理解を得る努力を重ねて参る考えであります。

質

医療費等の負担免除継続について

医療費、国保税や介護保険料等の負担が免除されていましたが、平成27年度においても継続されるのかお伺いいたします。また、継続される場合には、村全域が対象なのかもお伺いいたします。

答

はじめに医療費の免除についてはですが、平成27年についても引き続き免除されます。ただし、上位所得層として国保、後期高齢では所得が600万円以上、介護保険では、所得が633万円以上の所得のある被保険者等は、適用から除外されます。具体的には、荻や貝の坂地区の旧居住制限区域のかたは、全額免除、昨年10月に区域の見直しが行われた田の入地区

や毛戸・五枚沢地区など旧避難指示解除準備区域の上位所得層のかたは、9月までが免除、10月診療分から負担していた、たくようになります。そして、第一原発から20km圏外の旧緊急時避難準備区域の上位所得層のかたは、今月から医療費が自己負担となっております。

先月下旬には、医療費の免除対象者に対して、「二部負担金免除証明書」を郵送しましたが、有効期限は平成27年7月31日となっております。今回の判定にあたっては、平成25年分の所得で判定しており、7月に再度、平成26年分の所得で判定のうえ、所得が基準額未満であれば有効期限が平成28年2月29日までの「二部負担金免除証明書」を再発送します。

保険料についても、医療費同様、免除となりますが、上位所得者については、納税していただくようになります。具体的には、上位所得者で旧居住制限区域のかたについては、全額免除となりますが、旧避難指示時解除準備区域のかたについては、10月からの半年分が課税、その他の区域については、4月から課税となります。なお、所得の判定については、平成26年分の所得でおこないます。

なお、減免措置の継続と財政支援について、2月9日、川内村、広野町、

植葉町3町村合同で、塩崎厚生労働大臣、竹下復興大臣に要望活動を実施しております。

以上で渡辺議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。



高野政義 議員

質

原発事故に伴う復興策の提案について

平成26年第二回議会定例会で、若い世代の帰村を促進するために、川内村プロジェクトチーム及び運営に関する規則により、若い職員で構成し、行政課題として検討・協議を行い、政策提案を受けるべきとの質問に対し、プロジェクトチームを設置し、研究・検討を行ってまいりたいと思えますとの答弁でありましたが、現在の状況についてお伺いします。

答

平成26年第二回定例会での議員の質問に対し、村としては係長など役付けにならない中堅職員を対象として若い世代の帰還に向けた対策を主要な課題としたプロジェクトチームを設置し、研究検討を行ってまいりたいと答弁しております。

現在の村の状況であります。プロジェクトチームとして、全庁体制で村の主要施策を共有し、事業実施の方策を検討する政策会議を毎月開催し、事務事業を進めております他、村の若手職員をはじめ、村内の若年層で構成する、「川内村の未来を考える実行委員会」に対し、自主的な勉強会、地域振興のための先進事例研修、本村をPRするためのイベント参加などの経費の助成を行い、活動を支援し村に対する要望や提案を得ようとしているところであります。

今後は、地方創生法において、「市町村・まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が努力義務として課されたことに伴い、本村の長期ビジョンを策定するため、新年度早々に、全庁体制のプロジェクト組織を立ち上げ、本村のあるべき姿を論議してまいります。

質

食品の出荷制限等について

村内産の自家消費野菜などは、村の簡易検査により、自己の判断で摂取しているが、原子力災害対策特別措置法に基づく検査を受けていない食品の検査体制や制限を受けている食品の出荷制限などの解除に、村が積極的に取り組む必要があると思うが、現在の取り組み状況についてお伺いします。また、原木シイタケの試験栽培結果についてもお伺いします。

答

帰村住民の内部被ばくの安全性を確保するため、平成23年12月

月から村内で生産された、農林水産物及びその他、加工品の自家消費するものを対象に、出荷制限が出されていない物に限り簡易モニタリング検査機器によって検査し、検査結果を公表しながら食の安心安全を啓蒙しているところでございます。

村の旧緊急時避難準備区域においては、既に野菜類等の出荷制限は解除され、旧警戒区域においては、米の試験栽培と併せ、昨年9月上旬から、出荷制限がかかっていた野菜のうち、キャベツ、ホウレンソウ、ブロッコリー、カブの試験栽培を実施した結果、新聞報道でもあったように、全ての野菜において、今年2月18日付けで出荷制限が解除されたところでございます。

このことから、現時点で出荷制限がかかっている農林水産物は、タケノコ、ゼンマイ、野生のタラの芽、コシアブラ、野生のウド、野生きのこ、旧警戒区域の露地栽培による、原木しいたけとなつていますが、摂取する際は簡易検査を行い、基準値以下であるときは、摂取出来るように周知している所でございます。

質問にある、出荷制限の解除に村が積極的に取り組むべきとのことですが、申し上げましたように、現在出荷制限がかかっている作物については、野生のもののが大半を占めています。野生作物の制限解除については、山林等に定点を5地点設け、そこで採取した5検体、全ての放射性セシウムが食品衛生法の基準値以下だった場合、2年目の検査に進むことができ、2年目も基準値以下であつて、1年目より低下しなければ3年目に進むことができず、3年目に進めたとしても最終検査があり、60地点から60検体を採取し、全ての地点において、基準値以下であったとき、出荷制限に向けた協議に進める厳格な仕組みとなっております。特用林産物、特にマツタケなどの希少種においては、検体の確保が困難と思慮されることから、規制解除に向けては、極めて高いハードルとなっております。

一般質問

4名の議員が村の考えを質す

一般質問

4名の議員が村の考えを質す

このような実態から、県内49市町村が実証に臨めない状況となつてきているため、村としても制限解除に向けた検査期間の短縮や、検体数の削減、解除方法の見直しを要望していきたいと考えています。

原木しいたけについては、平成24年度から、村内6箇所指定地点を設けて植菌し、モニタリングを行ってきました。本年の収穫と共に、食品検査を実施し

たところ、セシウム134、137台

わせて110〜590ベクレルと、いずれも基準値を超えていたため、摂取並びに出荷は出来ない結果となっております。

今後も継続的に検証してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上で、高野議員からのご質問に対する答弁とさせていただきます。



井出剛弘 議員

質

AED自動体外式除動器設置について

震災から4年が経とうとしている中、村民の帰村率は約6割と聞いています。集会施設などには、帰村された多くの人々が集まる機会があります。その中で健康上の万一の事態も予想されます。

答

ご承知の通り、AEDは心臓が痙攣し停止する不整脈による

突然の心臓停止の場合電気ショックを与え心臓の働きを取り戻すための機器で、2004年から一般市民の使用が許可されました。使用に際しての留意点としましては、心臓の停止によるこ

質

保育園、小中学校の状況について

震災から4年、帰村宣言から3年が経とうとしております。村も少しずつ明るさが見え始めました。子供たちの声、子供たちの姿を見ますと心が安堵されます。新年度の教育方針、不安と心配で帰れない子供たちの対策についてお伺いします。

答

本村の教育復興について状況を報告いたします。施設面では

平成23年度の教育施設の除染をはじめとする各種改修工事、そして平成24年4月に帰村しての学校再開。ソフト的には平成25年度に小学校で復興と社会に貢献できる人材育成を目的に「復興

子ども教室」、昨年は学校教育を家庭、地域、産業、各種団体等、村総ぐるみで支えていくためのシステムとして、「川内っ子を育てる会」を結成するとともに、ふたばワールドに双葉郡教育復興ビジョン推進協議会の一員として参加して、被災地の教育のあるべき姿の一端を体現したところであります。

この様な経過を踏まえて、「平成27年度の教育方針」の主たるものとしては、引き続き「将来の復興人材の育成」と、「今、村で生活している人たちの生きがいづくりにつなげる公民館事業の充実」を考えております。

具体的には、施設関係では、保育園の暖房施設の改修、小中学校グラウンドの改修、コミセン、体育館の改修、天山水庫の屋根改修事業を、教育内容面では、従来の復興子ども教室、ふるさと創造学の質的向上、外国語・異文化体験充実事業の採用などであります。また、平成30年度から、小学3年生から英語授業開始に伴う県のモデル事業への応募することとしております。

学力向上策として、学校と塾、家庭の役割の明確化と連携教育委員会制度見直しによる総合教育会議の設置と教育大綱の制定。いじめ防止対策推進法施行に伴ういじめ防止基本方針の制定。社会教育面では、帰村している村民の「生きがい」や「やりがいづくり」に

つなげる公民館事業のさらなる質的向上を図ってまいりたく思っております。次に、2点目の「不安と心配で帰れない子どもたちへの対策」については、帰れない子どもたちの理由は百人百様にあつて、一律的対応で解決するものではなく、さらに個々の事情には必ずプライバシーが関わってくることから、個人情報保護の観点からも慎重なアプローチと個々の対応が求められます。

子どもは、大人に比べて環境変化に対する順応性は高いとは言うものの、区域外就学している児童生徒がそれぞれに現在の状況に落ち着くまでには家族共々相応の努力と時間を要したことは容易に察することができますし、多くの試験を経験してきたことも聴き及んでおります。この様な状況を踏まえて、当教育委員会としては、相談窓口を明らかにし、個々の相談についてはそれぞれの事情を忖度し、個々具体的に対応していく所存でございます。

区域外就学している子どもたちへの支援と絆維持については、引き続き就学援助、通学支援、学校だよりの送付、川内つ子の集いや子ども未来会議の参加案内等の施策を実践してまいります。一方で、先ほどの基本方針等に基づく各施策を講じて、村の教育の一層の魅力化を図っていくことは、村内児童

生徒の学力向上とともに、区域外就学している児童生徒の帰還を促進するインセンティブにもなるものと考えておりますので、ご理解をたまわれますようお願いいたします。

以上で井出剛弘議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。



井出 茂 議員

質

27年度当初予算編成の基本方針について

東日本大震災から早いもので、今年で5年目を迎えます。双葉郡8ヶ町村も震災後、国からの区域編成をされる中で、それぞれに厳しい立場におかれているのが現状であり、双葉郡のグラントデザインもイノベーションコースト構想が示された程度で、どこかに軸のなさの様なものを感じざるを得ないのが現実であります。振り返って、我が川内村はどうだろうかとかえりみる時、震災直後混乱の中で、村長は「帰

村宣言」をされました。当時の状況の中で、「帰村宣言」を支持する住民は少数であったことも事実です。支持者が少数だからと言って、その政策が誤りであるかのような雰囲気があったように思われますが、現在の状況を見れば、あの時の「帰村宣言」があったからこそ、今の川内村の「かたち」があるのではないかと考えざるを得ません。歴史的な大きな決断であったと評価されるものであると考えます。

今後、まだまだ厳しい状況は続くと思われますが、節目の年とされる27年度の当初予算編成についてお伺いします。

- ① 予算編成の基本方針は、どこに重点を置いたものか。
- ② 帰還促進、若者定住施策について、27年度の方針はいかがなものか。
- ③ 中高一貫校について、村教育行政の関わり、つまり、川内中学校とふたば未来学園との関係性はどのようになるのか。また、通学の確保はどのように考えているのか。
- ④ 農業、林業の担い手確保について、または、育成について、どのような政策を平成27年取り入れているのか。それぞれお伺いします。

答

① 最初に、27年度予算と各種計画の関係ですが、国において

は、東日本大震災以降、復興需要が高まる当初の5年間を集中復興期間として位置付けており27年度が最終年度となります。村としては3年間の復興計画の最終年度であり、第4次総合計画の中間にあたる3年目となる予算編成であります。

当初予算案でも申し上げましたが、27年度予算編成の基本方針としては、原子力災害からの復興を最優先と捉え、これまで以上に抱える課題に、きめ細やかに対応した施策をスピード感を持って進めていく方針であり、村民が将来の見通しを立て、自立的な生活再建の道を選択できる環境づくりが重要と考えています。

そのためには、まず、基幹産業である農林畜産業の再生については、帰村宣言から丸3年、少しずつ復興している状況が生まれつつあり、引き続き、水稲作付面積の増加、大規模農業法人の立ち上げ、そば販路の拡大、葉タバコ耕作の再開、導入牛の増加、花卉生産など推進していきます。

雇用面では、民間企業誘致で雇用が増えましたが、労働力不足が新たな課題として浮上している現状です。新年度は商業施設、介護施設の整備で新たな職種が拡大し、地元雇用者が増えることを期待しています。なお、商業施設整備が遅れが生じていることは

一般質問

4名の議員が村の考えを質す

大変申し訳なく、今後工期短縮を図りながら一日でも早く住民の利便性に応えるべく推進してまいります。

住民の安全、安心の面においては、まず、医療体制において専門医を継続し医療充実を図り、保健衛生分野においては、新年度から新たに保健師の支援があり心の健康、生活習慣病予防等を強化いたします。放射線への健康影響については、各大学とタイアップした事業を実施し、福祉分野においても介護予防事業、訪問活動をより強化してまいります。さらに新たに介護施設が出来ることは一つの安心材料となるものと思われまます。

風評被害の払拭も大きな課題であります。これについては、食品検査所や原安協のゲルマニウム半導体などによるモニタリング検査を充実させ、米や蕎麦の食品検査の安全管理体制を強化して、かたくなに客観的データを示しながら信頼を得ることが必要であります。そのためにも、実際に村に来て見て、味わってもらうことが重要で、観光、教育、福祉などと連携して六次化戦略を進める施策を行います。

教育については、未来を担う子供た

ちに「復興子ども教室」などの事業を通して、原子力災害からの復興していく村の姿、郷土愛、ふるさとへの愛着を育んでいけるよう、さらに学校教育、興学塾が連携して学力アップを目指していきます。

人口減少があらゆる問題の根源だと考えています。対策としては二つ考えています。一つは人口増となる施策を進めること。二つ目は、人口増加が見込めない時の施策も同時に実施しておかなければなりません。

本村は、原発事故を受け様々なところで分断や矛盾を引き起こしています。あらゆる面で時間が必要ですが、しかし不可能と言って立ち止まることは許されません。新生「かわうち」の実現に向け果敢に挑戦していくつもりです。

答

② 帰還促進・若者定住施策につきましましては、帰村前、帰村直後から取り組んできているところであり、除染・放射線に対するリスクコミュニケーション体制の確立・医療や教育環境を含む社会インフラの整備・雇用の創出・新たな生活圏の確立・のどかな山村生活への魅力創出など多岐にわたっております。

除染は、村の除染計画に基づき年間追加被ばく線量1ミリシーベルトを目指すため、年次計画で進めているところでありますが、今後進めなければならぬ農地周り生活圏森林除染で村が行うべき面積264haの内27年度は100ha分を計上したところであり、年次計画で進めてまいります。

さらに県と国の調整が進めば、フォローアップ除染の作業も出てくるものと思われまます。

放射線に対するリスクコミュニケーションは長崎大学の支援を受け進めています。新たに放射線に関する有識者をリスクコミュニケーション相談員として確保し、放射線に対する不安解消を図ってまいります。

社会インフラの整備・雇用の創出においては、買い物環境を改善するため商業施設の整備を行うほか、工業団地の造成を開始し、雇用の創出はもとより職業選択の幅を拡大し、雇用のミスマッチを解消してゆきます。

答

③ まず一点目の「川内中学校とふたば未来学園との関係性」

については、双葉郡教育復興ビジョンの柱の一つであるふたば未来学園高校が、いよいよ4月8日に開講式と入学式を迎えることになり、被災以後これまでの経緯からして感慨深く、かつ、大きな期待をしているものでございます。ご承知のとおり、本校は全日制の総合学科、アカデミック系列、トップアスリート系列、スペシャリスト系列を通して、互いの人間性を尊重しながら主体的に学び、自己の可能性を伸ばすとともに、福島県の復興を支え、社会に貢献する人材育成を教育目標にしているものでございます。

当初120名の定員に対し、連携、一期入試に152名の応募がありました。悲惨な被災体験をした子どもたちをこれからの復興人材として育成するために、応募者全員に合格内定通知をしたと聞いております。川内中学校からは、連携型で4人が全員合格内定しております。

本校は、教育復興ビジョンには併設型の中高一貫校を規定しておりますが、当面町村立中学校との連携型でスタートすることになります。

川内中学校との関係については、ふたば未来学園高校の総合学科「産業と人間」78時間は、小中学校での「ふるさと創造学」の学習を継承し、郡内の小学生や地域住民などとの交流を通して、

一般質問

4名の議員が村の考えを質す

ふるさとの歴史や文化、産業を学ぶとともに、進んで社会参加や地域貢献をするための知識や資質を養うものです。この「ふるさと創造学」と「産業と人間」の授業をつなぐために、相互の力リキユラムと相互訪問活動等の連携を図っていくものでございます。

また、ふたば未来学園高校での「産業と人間」の授業展開に当たっては、地域、企業、NPO等多様な主体との連携は不可欠になってくることから、地元8町村教育委員会はそれぞれの学校支援組織を包含した「双葉地区学校支援地域本部(仮称)」を設置して、ふたば未来学園高校を支援していくことを確認しております。

二点目の「通学の確保」については、従来、当村の通学支援については、デマンド方式のバスや定期バスの運用も含めて検討してまいりましたが、それぞれの地域や家庭の事情もあって一律的対応は困難なことから、上限3万円を限度に補助しているところでございます。

ふたば未来学園高校の生徒については、現在の交通アクセスの状況から、多くは併設される寮からの通学になる

と聞いておりますが、これについても現行制度での支援をしまいにたく思っております。

答 ④ 農業・林業の担い手確保についてでございますが、震災による避難生活及び、作付け制限により、2年間営農が休止した影響から、営農意欲の低下、更には農業者の高齢化や後継者の不足など、農業を取り巻く環境は厳しい現状となっております。

本村では、震災後、平成25年から営農が再開され、震災前の水田面積に対し、水稲は160ha、率にして57%が作付されましたが、今後においても、営農再開を加速させ、維持して行く上で、農地の集約や集团的営農組織による活動が重要になって来ることを踏まえ、国の新たな農業政策による、多様な補助制度を活用し営農施設や農業機械の整備を行い、設立される営農団体等を支援すると共に、組織拡充を推進して行きたいと考えております。

また、平成26年度から定めた、新規就農者支援事業補助金制度を継続し、若者の農業参入を呼びかけて行きます。林業部門につきましては、ふくしま森林再生事業において、26年度繰越分

と27年度分を、合わせて80haの除間伐などの森林整備を本格的に実施いたします。事業の実施におきましては、新たに設立された、村内の林業事業者に対して受注機会を与え、事業実績を踏まえて、福島県への登録にも反映されるよう導いて行きたいと考えております。

今後、ふくしま森林再生事業や、水源林造成事業などの森林整備の長期的な計画と、事業量の確保を図り、毎年、安定的に事業の発注を行うことよって、林業を担う住民の雇用促進と人材育成に繋げて行きたいと考えております。

以上で、井出議員からのご質問に対する答弁とさせていただきます。

平成27年 第1回臨時会 2月16日開催

26年度補正予算 契約締結承認など3議案が可決成立

平成27年第1回議会臨時会は、2月16日開催された。今臨時会では、平成26年度各会計補正予算1件・専決処分議案1件・契約締結承認議案1件が審議され、原案どおり可決成立した。

- ◆専決処分の承認を求めることについて (平成26年度川内村一般会計補正予算(第7号))
- ◆平成26年度川内村一般会計補正予算(第8号)
- ◆工事請負契約の締結について (第73号 川内中学校屋外運動場整備工事)

可決された主な議案

26年度補正予算

平成27年 第2回臨時会
3月26日開催

契約締結承認など3議案が可決成立

平成27年第2回議会臨時会は、3月26日開催された。今臨時会では、平成26年度一般会計補正予算1件・工事請負契約締結承認議案2件が審議され、原案どおり可決成立した。

◆平成26年度川内村一般会計補正予算（第10号）

◆工事請負変更契約の締結について
（第58号川内村室内型村民プール施設整備工事）

◆工事請負変更契約の締結について
（第73号川内中学校屋外運動場整備工事）

可決された主な議案

川内村議会が五枚沢地区減容化施設を行政視察



◎ 施設の視察状況

川内村議会では、去る3月5日、村内の旧警戒区域から出た可燃物の減容化を目的に、環境省が五枚沢地区に建設し、1月から稼働が開始された減容化施設の行政視察を行ないました。

可燃物は、自宅の片付けで出た家庭ごみや、家屋を解体して出た廃棄物約1,700トンが対象です。この施設は、旧警戒区域の下川内五枚沢地区の村有地約7,400平方メートルに設置され、焼却炉では一日7トン进行处理します。総事業費は27億9千万円です。

施設の概要説明を受けた後、施設の状況を視察しました。最後に、環境省意に対して周辺環境への安全対策、放射性物質の管理などに万全を期するよう要望を行いました。

◀施設の視察状況



▲敷地内の放射線量

③最後に、議会議長○○○様と記載する

以上の形式的要件をひとつでも欠いている場合は、受理されません。

詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。

②次頁から件名、請願の趣旨（理由）

請願年月日

請願者の住所氏名（請願者は複数でも可）捺印

①表紙に請願の表題と紹介議員の証明捺印

請願書の書き方

